

★ 出席停止の基準 ★

病名	潜伏期間	出席停止期間の基準
インフルエンザ	1日 ~ 2日	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで
百日咳	6日 ~ 15日	特有の咳が消える、または、5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	10日 ~ 12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	14日 ~ 24日	耳下腺、顎下腺または、舌下腺のはれが発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に なるまで
風疹	14日 ~ 21日	発疹が消失するまで
水痘	11日 ~ 20日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	5日 ~ 6日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	結核菌の感染を受けても臨床 症状の出現は一様ではない。	病状により学校医その他の医師において伝染 のおそれがないと認めるまで
髄膜炎 菌性髄膜炎	2日 ~ 4日	病状により学校医その他の医師において伝染 のおそれがないと認めるまで

★ 手続きの方法 ★

上記の病気と診断された場合は出席停止扱いとなります。(この期間は欠席扱いにはなりません)
 診断を受けられた場合は、学校に連絡をお願いします。その際「診断証明書」を学校に提出してくださ
 い。この用紙は幸田町内の病院にはおいてありますが、ない場合は学校からお渡しますので、連絡を
 お願いします。

なお、登校が許可されましたら、「治癒証明書」を病院でもらい学校へ提出してください。